

○国立市有料広告掲載に関する取扱要綱

平成18年 9 月 1 日訓令第33号

改正

平成21年 3 月31日訓令第36号

平成25年 4 月 1 日訓令第37号

平成26年 3 月28日訓令第22号

平成30年 3 月28日訓令第14号

平成30年 3 月29日訓令第27号

令和 4 年 6 月29日訓令第40号

国立市有料広告掲載に関する取扱要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、国立市（以下「市」という。）が作成する印刷物等又は公の施設等（以下「公共物等」という。）に掲載又は掲示（以下「掲載」という。）する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いについて必要な事項を定め、もって市民の利便に資する情報の提供と自主財源の確保を図ることを目的とする。

(広告掲載の対象)

第 2 条 広告の掲載ができる公共物等は、次に掲げるものとする。

- (1) 広く市民への配布を目的とする封筒及び冊子類
- (2) ホームページ
- (3) 駐車場
- (4) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載が可能であると市長が認めるもの

(広告掲載の基準)

第 3 条 掲載する広告は、市民生活に関連する広告で市民の利便の向上を図れるものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 広告を掲載することにより、市の公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第 2 条第 1 項及び第 4 項から第13項までに規定する営業に関するもの
- (3) 政治、宗教、意見及び個人の宣伝に関するもの
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (5) 屋外広告物に関する法令及び東京都屋外広告物条例（昭和24年東京都条例第100号）に違反

するもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

(美観及び景観への配慮)

第4条 広告の掲載に当たっては、美観及び景観に配慮するとともに、公共物等の本来の目的を損なわない範囲で行うものとする。

(広告掲載事務の取扱要領)

第5条 市長は、広告を掲載する対象とする公共物等それぞれに対し、次の各号に掲げる事項について取扱要領を定めるものとする。

(1) 広告掲載の募集、申込及び受付方法

(2) 広告の規格、色彩、位置、時期、期間又は回数

(3) 広告掲載料

(4) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載に関し必要な事項

(広告掲載検討委員会)

第6条 市長は、前条に規定する広告掲載事務の取扱要領について協議するため、広告掲載検討委員会を設置する。

2 委員長は、政策経営課長とする。

3 委員会の委員は、秘書広報担当課長、行政改革・情報政策担当課長、総務課長、文書法制課長及び委員長が指名する者とする。

4 委員会の庶務は、政策経営課において処理する。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告を掲載しようとする者は、国立市有料広告掲載申込書（第1号様式）に掲載しようとする広告の原稿案等の資料を添えて、市長に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、広告掲載の可否を決定し、広告掲載決定通知書（第2号様式）又は広告非掲載決定通知書（第3号様式）により、その結果を申込者に通知するものとする。

2 前項の広告掲載の決定に当たっては、政策経営課長及び政策経営部長の合議を経て、所管部長の専決によるものとする。

(広告掲載の順位)

第9条 広告を掲載する順位は、次の各号の順位とし、同一の順位の中で申込みが予定の数を超え

たときは、抽選により決定するものとする。

(1) 市内に事業所等を有するものに係る広告

(2) 前号に掲げる広告以外のもの

(広告掲載料の納付)

第10条 広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに広告掲載料を納付しなければならない。

(広告主の責務等)

第11条 広告主は、広告の内容に関する一切の責任を負う。

2 広告の版代は、すべて広告主の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第12条 市長は、次の各号に該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 広告主が市長の指定する期日までに広告の原稿を提出しないとき又は広告掲載料を納入しないとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、広告掲載に特に支障があると市長が認めるとき。

(広告掲載料の還付)

第13条 市長は、広告主の責に帰さない理由により広告が掲載できなかったときは、掲載できなかった期間、状況等に応じて広告掲載料を還付する。

(広告代理店等の活用)

第14条 市長は、特に必要と認めるときは、第7条から第10条まで及び前2条の規定にかかわらず、広告掲載の募集、決定等に関する手続を広告代理店等に行わせることができる。

2 前項の規定により広告代理店等に手続を行わせる場合においては、当該広告代理店等は、広告掲載の決定に際し、あらかじめ掲載しようとする広告の原稿案等の資料を市長に提出して、市長の承認を受けなければならない。

3 前項の規定による承認の手続については、第8条第2項の規定を準用する。

4 第1項の規定により広告代理店等に手続を行わせる場合においては、第9条及び第12条（第1号を除く。）の規定を準用する。この場合において、第12条中「決定」とあるのは、「承認」と読み替えるものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年 9 月 1 日から施行する。

付 則（平成21年 3 月31日訓令第36号）

- 1 この訓令は、平成21年 3 月31日から施行する。（後略）
- 2 （前略）第73条の規定による改正後の国立市有料広告掲載に関する取扱要綱の規定（中略）は、平成20年11月 1 日から適用する。

付 則（平成25年 4 月 1 日訓令第37号）

この訓令は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成26年 3 月28日訓令第22号）

この訓令は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成30年 3 月28日訓令第14号）

この訓令は、平成30年 3 月28日から施行する。

付 則（平成30年 3 月29日訓令第27号）

この訓令は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 4 年 6 月29日訓令第40号）

この訓令は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

様式（省略）